

別表1 高齢者用電話を除く日常生活用具の種目等

種目	対象者の要件	耐用年数	給付台数	仕様
火災警報器 (連動型)	低所得の要介護高齢者又は低所得の防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等 緊急通報システム事業(固定型機器)利用者 (過去に火災警報器の給付を受けた者へは1台の給付とする)	10	2台まで	住宅用火災警報器(煙感知式)・警報ブザー・移報接点アダプタ
電磁調理器	防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等 (ただし、同居の高齢者があり、その者が日常的に昼間または夜間に外出するために、一人になりがちな高齢者を含む)	6	1	卓上型
自動消火器	低所得の要介護高齢者又は低所得の防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	8	1	居室用・台所用のうちどちらかを選択

別表2 電磁調理器給付にかかる利用者負担上限額

利用世帯の区分		利用者負担上限額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受給している者が所属している世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生活中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

(注) 1. この表において利用者負担額とは、当該会計年度における費用負担の総額をいう

2. 上表の区分にかかわらず、1月から6月までの給付にかかる負担額については「前年所得税」を「前々年所得税」とよみかえる